

教 職 第 497-3 号
平成 24 年 7 月 26 日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

修学部分休業を取得した職員に係る給与等の減額報告について（通知）

日頃より適正な給与支給事務に御協力いただき、ありがとうございます。

修学部分休業制度の創設に伴う修学部分休業取得職員に係る給与等の減額報告は、平成 24 年 8 月給与報告以降については下記のとおり行ってください。

記

1 報告方法

該当職員について、次のとおり紙の報告書で報告してください。

(1) 例月給与

「給与等減額報告書」(C34 カード)の「給与等減額コード」に「修学部分休業（コード：6）」を新設しましたので、修学部分休業に係る減額対象時間数について同コードを用いて報告してください。

(2) 期末勤勉手当

別添「期末勤勉手当報告書」(H31 カード)の除算期間欄に、期末手当の除算期間欄として「修学」欄(28～31 カラム)を新設しましたので、修学部分休業を取得したことに伴う、期末手当の除算期間については同欄で報告してください。なお、給与管理システムが自動的に報告された期間の 1/2 の期間を除算しますので、報告の際は修学部分休業を取得した期間を報告してください。

また、勤勉手当に係る除算期間については、従来から報告欄のあった「部分休業」欄(36～39 カラム)に修学部分休業を取得した期間を含めた除算期間を報告してください。

2 注意事項

(1) 月の途中で採用になった職員の場合

月の途中で採用になった職員に係る報告をする場合は、採用の年月日と減額対象時間数を報告してください。

(2) 月の途中で所属所異動があった場合

異動後の所属所において、異動の年月日と新旧所属所分の減額対象時間数の総計を報告してください。

なお、予算科目が異なる所属所へ異動した場合は、給与からの減額が、新旧双方に計上されるよう、異動前の所属に係る分を新旧双方の所属所が「給与追給戻入報告書」で報告してください。

(例) 旧所属所：8 時間、8,000 円 + 新所属所分：4 時間、4,000 円。合計：12 時間、12,000 円を給料から減額する場合。(地域手当等の減額については省略)

次の①、②を同時に報告してください。

①給与等減額報告書：新所属所名で「6(修学部分休業)・12 時間」

②給与追給戻入報告書：

◇旧所属所名・旧予算科目で「001 (給料)・－8,000 円・A (応援)」

◇新所属所名・新予算科目で「001 (給料)・＋8,000 円」

(3) 月の中で給料の月額等に変更があった場合

昇給などにより月の中で給料月額等に変更になった場合、変更後の期間に係る減額対象時間数については、時間外勤務実績と同様に、当該給与等の変更のあった日を指定して報告してください。

(4) 既に、給与特例計算報告書又は給与追給戻入報告書で減額の報告を行っている場合
既に提出した給与特例計算報告書及び給与追給戻入報告書だけでは、電算に登録されている内容 (給与マスタ) が修正されていません。

つきましては、電算に登録されている内容 (給与マスタ) の修正を行うため、再度「給与等減額報告書」にて、給与特例計算報告書及び給与追給戻入報告書で報告した内容を報告してください。(既に退職している職員も含む。)

※ 給与特例計算報告書及び給与追給戻入報告書で報告した内容を「給与等減額報告書」で報告した月については、当該職員に係る一切の手当等の遡及報告が反映されません。そのため、当月中に報告しなくてはならない内容については、手当等の遡及報告に加えて同内容の給与追給戻入報告書を提出してください。当月中に報告しなくてはならない内容でない場合は、翌月に手当等の遡及報告をしてください。

担当：給与支給・システム管理担当